



宮崎県人権啓発シンボルマーク

Vol.14 平成23年 冬号

お互いの「人権」を認め合い、大切にする心を育てていくために。

じんけんの風



Contents.

- 1 12月4日～10日は「人権週間」です！
- 2 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」
- 3 「人にやさしい福祉のまちづくり」
- 5 TO YOUR HEART
- 7 関係機関・グループ紹介
- 9 企業と人権・わたしたちの人権講座

宮崎県
人権啓発センター
だより

Vol.14

12月4日～10日は「人権週間」です！

1948年(昭和23年)12月10日に国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。国際連合は、この「世界人権宣言」が採択された12月10日を「人権デー」に指定し、我が国では、人権デーを最終日とする1週間(12月4日～10日)を「人権週間」と定め、様々な啓発活動が行われています。

人権週間中の啓発活動

その1 「人権ミニフェスティバル」

日時:平成23年12月4日(日)午前10時から午後4時まで
場所:イオンモール宮崎2階 イオンホール

・人権に関する人形劇



・バルーンアート

・人権啓発キャラクターとの記念撮影

人KENまもる君、人KENあゆみちゃん、ジンケンジャー



・人権パネル展・人権作品展

人権イメージキャラクター
人KENまもる君

・人権啓発ビデオの上映



・「法務局なんでも相談所」「人権・なやみごと相談所」「公証役場関係相談所」の開設

※人権・なやみごと相談のほか、戸籍・登記・供託等に関する行政相談、宮崎公証役場による遺言及び任意後見制度等に関する相談です。お気軽にご相談ください。(相談の受付は15:30までです。)

その2 「人権週間 街頭啓発」

日時:平成23年12月4日(日)午後1時から午後1時30分まで
場所:イオンモール宮崎1階 セントラルコートほか

・カレンダー等啓発グッズを配布します。



その3 「人権に関する作品展」

子どもたちが人権について一生懸命考えて書いた(描いた)作文と図画・ポスターの優秀作品を展示します。

○ 県立図書館1階ギャラリー

日時:平成23年11月29日(火)～12月11日(日)
(12月5日(月)は休館。)

○ 県庁本館1階展示ロビー

日時:平成23年12月5日(月)～12月9日(金)



12月10日から16日までは 北朝鮮人権侵害問題啓発週間です。

拉致問題など北朝鮮当局による人権侵害問題の一
日も早い真相究明と全面解決のためには、一人ひとりがこの問題に対する認識を深めていくことが重
要です。

県では、拉致問題に対する県民の皆さんのがん心と
認識をより深めていただくため、関係機関と協力
し、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心として、
さまざまな啓発活動等に取り組んでいます。

＜拉致問題に関するパネル展＞

期間 平成23年11月29日(火)
～12月11日(日)

会場 県立図書館1Fギャラリー
(宮崎市船塚3の210の1)
※開催期間中、拉致問題に関するDVDを上映します。

拉致問題の解決には
「県民一人ひとりの声」が大きな力となります

政府が認定している拉致被害者(17人)のうち、
原啟晁(はらただあき)さん(長崎県出身)は宮崎
県内で拉致されています。

また、北朝鮮に拉致された疑いがある、いわゆる
「特定失踪者」の県内関係者も4人おられるなど、
本県も拉致の現場となっています。

拉致問題は、決してひとごとではありません。

この機会に、拉致問題に対する認識を深めていた
だくとともに、拉致被害者の早期救出に向けて、県
民の皆さんのがん心とご支援とご協力をお願いしま
す。

北朝鮮による日本人拉致問題啓発 DVD

アニメ『めぐみ』



昭和52年、当時中学1年生だった横田めぐみさん
が、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致され
た事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出
活動の模様を描いたドキュメンタリー・アニメです。

企画・制作：政府 拉致問題対策本部

(お問い合わせ)宮崎県文化文教・国際課 TEL (0985)26-7029

『拉致 私たちは何故、
気付かなかったのか!』



横田めぐみさんの母親・早紀江さんが想い続けてき
たこと、心の叫びを、数々の映像資料や撮りおろしイ
ンタビューで構成しています。

製作：『拉致 私たちは何故、気付かなかったのか!』
製作委員会（代表幹事：日本コンパクトディスク・ビ
デオレンタル商業組合）

思いやりの心を持って、一緒に「人にやさしい福祉のまちづくり」を推進しましょう。

近年、障がい者や高齢者をはじめ、すべての方々の人権が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし、積極的に社会参加できる「人にやさしい福祉のまちづくり」が求められています。

そのため、本県では、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」（平成12年4月1日施行）に基づき、県民が障がい者や高齢者などに対して理解を深め、互いに助け合い、支え合う「思いやりのある心づくり」と建築物や道路、公園などのバリアフリー化を促進する「バリアフリーの施設づくり」を柱として、障がい者や高齢者をはじめすべての人にやさしい福祉のまちづくりに取り組んでいます。

今回、「思いやりのある心づくり」をさらに推進するために新たな制度を導入するとともに、「バリアフリーの施設づくり」をさらに推進するために条例の改正を行いました。

「障がい者等用駐車場利用証制度(愛称:おもいやり駐車場制度)」について

現在、多くの施設に身体障害者用駐車場が整備されていますが、健常者の駐車など不適正利用の防止を望む声や、高齢者や妊娠婦、けが人など、歩行困難な方にも施設の出入口に近い優先駐車場の設置を望む声があります。

そこで、障がい者や高齢者、妊娠婦など歩行困難な方等に県が利用証を交付し、身体障害者用駐車場の適正利用や歩行困難な方等の駐車場確保を図ります。



<利用証>

◇制度開始日

平成24年2月1日

◇制度対象駐車場

商業施設や官公庁など公共的施設に設置された駐車場で、駐車場管理者が制度対象駐車場として県に登録した駐車区画

- 駐車区画には、車いす利用者に優先して利用していただく駐車区画(3.5m幅)とその他駐車区画(一般幅)の2種類があります。



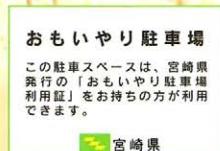
※制度対象駐車場の登録は「登録申出書」を県に提出していただく必要があります。

- 駐車区画には県が配布したステッカーが表示されています。

<看板・壁面貼付用ステッカー>



<路面貼付用ステッカー>



◇利用対象者

次のうち歩行困難または一時に歩行困難と認められる方

- 身体障がい者

身体障害者手帳の障害等級が下表の「対象等級」に該当する方

障害区分		対象等級	
視覚障害		4級以上	
平衡機能障害		5級以上	
肢体不自由	上 肢	2級以上	
	下 肢	4級以上	
	体 幹	3級以上	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上	
	移動機能	6級以上	
心臓、じん臓若しくは呼吸器又は膀胱若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害		4級以上	
心臓機能障害			
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
膀胱または直腸の機能障害 小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 肝臓機能障害			

- 知的障がい者

療育手帳の障害の程度が「A」の方

- 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の障害等級が「1級」の方

- 高齢者

介護保険の要介護状態区分が「要介護2」以上の方

- 難病患者

特定疾患医療受給者の方

- 妊娠婦

妊娠7か月～産後3か月の方

- けが人

けがにより車いす、杖等を使用する方

◇利用証交付申請方法

- 交付申請窓口での申請（代理申請可）

交付申請窓口は、県障害福祉課・各福祉こどもセンター・児湯福祉事務所・西臼杵支庁福祉課・各保健所（県）・協力市町村です。

※協力市町村については県障害福祉課へお問い合わせください。

- 郵送による申請

郵送による申請先は県障害福祉課のみです。

「人にやさしい福祉のまちづくり条例」の改正について

◇主な改正概要

- 特定公共的施設について整備基準への適合を義務化

条例では、病院や劇場、集会場など、多くの方が利用する施設を「公共的施設」とし、そのうち、障がい者や高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために整備を促進することが特に必要な施設を「特定公共的施設」としています。

この特定公共的施設の範囲を主に「2,000m²以上の公共的施設」に見直し、特定公共的施設が新築・増築等を行う際には、県が定めるバリアフリー化の整備基準への適合を現行の「努力義務」から「適合義務」に改めました。

- 公共的施設の新築等を行う際の手続きの変更

公共的施設の新築等を行う際には「新築等の届出」を提出する必要がありますが、バリアフリー化の整備基準への適合についての事前の指導を徹底するため、これを「事前協議」に改めました。

◇施行日 平成24年1月1日

（お問い合わせ）宮崎県福祉保健部障害福祉課 TEL (0985)32-4468



未来を担う子どもたちの願いや思いが込められた作品です。

平成23年度人権に関する作品 作文(小学生・3年生以下の部)優秀賞

「言葉のまほう」

宮崎市立大淀小学校3年 下瀬 まなさん

私のクラスでは、言葉のやくそくがあります。それは、人になにかをしてほしい時や、人に何かを注意するときに、

「〇〇して。」

とか、

「〇〇しなさい。」

と言わずに、

「〇〇してくれるとうれしいな。」

とか、

「〇〇した方がいいと思います。」

と言うようにしています。それは、言われた相手がいやな気持ちにならないようにするためにです。

だから、わたしも学校で友だちには、

「〇〇してくれるとうれしいな。」

と言うようにしています。

わたしも、学校で友だちに、わたしにどいてほしい時に、

「どいてくれるとうれしいな。」

と言われたことがあります。その時に、わたしは、いやな気分にならぬに、どいてあげることができます。友だちにそうやって言われてうれしい気持ちになりました。

家でのことです。お母さんが、妹に、



「早くおもちゃをかたづけなさい。」

と言っていました。でも、妹はぜんぜんかたづけませんでした。そうしたらお母さんは、ますますおこって

「早くしなさい。」

と言いました。わたしは、それを聞いて、妹がいやな気持ちになってるだろうなと思ったので、お母さんに、

「学校では、かたづけてくれるとうれしいなと言うんだよ。」

と教えてあげました。そうしたら、お母さんが妹に、「かたづけてくれるとうれしいな。」

と言うと、妹が

「うん。」

と言って、ちゃんとかたづけていました。それを見て、お母さんが、

「うわ、言葉のまほうだね。」

と言いました。わたしも言葉のまほうだなと思いました。

これからもわたしは、相手がやさしい気持ちになれるように、めいれいをせずに、

「〇〇してくれるとうれしいな。」

と言つていいたいです。

2012年「人権啓発カレンダー」が完成しました！

今年度、県内の小・中・高校生を対象に募集した「人権に関する作品」の図画・ポスター部門で、優秀作品に選ばれた中から6作品を掲載したカレンダーです。

人権について一生懸命考えて描いた作品から、

「思いやりの心を大切にしたい」

「いじめや差別をしてはいけない」という、

身近で、大切なメッセージが伝わってきます。

宮崎県人権啓発センターで無料で配布しています。

(お問い合わせ)

宮崎県人権啓発推進協議会(事務局:宮崎県民政策部人権同和対策課)

TEL(0985)32-4469 FAX(0985)32-4454



大きさはB3サイズ。事務所やご自宅の居間にピッタリです。

「人権に関するメッセージ」

宮崎県人権啓発推進協議会では、「相手を思いやること」や「それぞれの個性を認め合うこと」の大切さ、差別や偏見について考えていることなど、人権をテーマとするエッセイ・体験談を募集しました。

今回は、応募のあった中から優秀作品1編を紹介します。

「一步踏み出す勇気」

ある日のことであった。通学のために、いつものようにバスに乗る。もうすでに座席はいっぱい。まあ、こんな日もあるかと思い、バスの中で黙って立っていた。

そんな時、ふと前をみると、松葉杖の男の人が、座席に座ることなく、バスの中でよろめきながら立っていた。

この男の人が、どのくらい前のバス停からバスに乗っているのか、私には分からなかったが、誰一人として彼に席を譲ろうとしていなかった。若い女性の人も、サラリーマン風の男の人も、高校生も、誰一人としてまさか、男の人の存在に気づいていないわけではないだろうに、知らんふりである。

その後、しばらくして女子高生が席を譲る場面を見るまで、私の心は、もやもやとしていた。同時に、女子高生が勇気を出して行動を起こしたことが非常に嬉しく感じられた。

「思いは見えないけれど、思いやりは見える」

震災後、CMで話題になった言葉である。あの日、バスの中で男性に気づかなかった人はいないだろうし、きっと誰もが心の中で、どうしようと悩んでいたのだと思う。3月の地震以来、いろいろなところで助け合いが求められているが、こういう小さなところから行動する勇気、思いを行動に移す勇気が私たちに必要なのではないかと思う。

人権を守り、大切にしようという呼びかけや活動は年々大きくなってきており、障がい者の方や高齢者の方への理解も以前より格段に深まってきたと思う。それは非常に喜ばしいことである。しかし、だからこそ、これからは理解だけにとどまらず、行動に移していくことが大切なではないだろうか。理解だけしていても行動に移さなければ、状況は変わらない。まずは、一步踏み出すことだ。

私自身も、もしもあの日のような場面に再び出くわしたならば、笑顔で「どうぞ」と言える自分になってみたいと思う。

宮崎市 小城 廉子さん

当協議会では、引き続き「人権に関するメッセージ」を募集しています。

優秀作品については、本誌への掲載等、啓発資料として活用させていただきます。

応募要領

(1) 応募規定

800字以内のエッセイ又は体験談で、未発表・未投稿の自作の作品であること。

(2) 応募対象

県内に居住している方、もしくは県内の事業所・学校に在勤・在学の方。

(3) 応募方法

表題、氏名(ふりがな)、年齢、郵便番号、住所、電話番号を明記の上、郵送、FAX、電子メール、持参により応募してください。



募集期限 平成24年3月末日まで

賞 品 優れた作品の応募者には、ギフトカードを差し上げます。

詳しい応募要領については、[宮崎県人権ホームページ](#)をご覧ください。

みなさんの貴重な「思い」をお待ちしています。

応募先・問合せ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 県庁8号館6階

宮崎県人権啓発推進協議会(事務局:宮崎県県民政策部人権同和対策課)

TEL (0985)32-4469 FAX (0985)32-4454 E-mail jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp

関係機関・グループ紹介

あなたの持っている力を信じて！ 子どもの持っている力を信じて！

エンパワメントみやざき

宮崎を拠点に、一人ひとりが尊重され、すべての人が自分らしく生きていく地域社会を目指し、子育て家庭の相談事業をはじめ、子育て・コミュニケーション研修・講座の開催事業をしながら、地域や人が元気になるお手伝いをしています。



主な活動内容 子育てに関するワークショップ及び講演

■「子どもとメディア」研修会および講師派遣



平成22年「子どもとメディア」
インストラクター養成講座

乳幼児期からテレビ・ビデオを見て、小・中学生になるとテレビゲームやケータイ、そしてパソコンに長時間接する日本の子どもたち…。

睡眠時間や食事などの生活リズムは乱れていませんか？
子どもたちの心や体、そして、ことばの力やコミュニケーション力は大丈夫でしょうか。

私たち、**子どもとメディア・インストラクター**は、メディアとの上手な関わり方と一緒に考えるお手伝いをします。

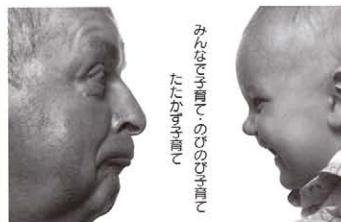
■「アタッチメント形成支援（CASみやざき）」研修

複雑で多様な人間社会で生きていくために必要なもの

困ったときに「くっつきたくなる」もの。くっつくと調節してくれるもの。満たされたら離れたくなるもの。そして自分が困ったら「必ず喜んで助けてくれる」と思える関係になること。これが「アタッチメントの絆」です。

わたしたち **CASみやざき（アタッチメント形成支援者）**とともに地域の子どもたちの未来を守りましょう。

CASとは…Child Attachment formation
Supportorsの略です。



みんなで子育てのびのび子育て
たなづな子育て

■親教育プログラム「コモンセンスペアレンティング（CSP）」実施（6回連続講座）



平成23年「コモンセンスペアレンティング」講座

CSPとは、子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にしつけられるスキル（手段や方法）の体得を経験的に学習するプログラムです。そのことで悪いしつけのサイクルから良い親子関係のサイクルに変化させます。
ひと手間かけることで、子育てに自信が持てるようになります。

CSPトレーナーがDVDなどを使い進行します。
楽しく学びましょう。

■親教育プログラム「Nobody's perfect」実施・ファシリテーター派遣（6回連続講座）

完璧な人はどこにもいません。誰だって始めは新米です。子育てだって同じこと。わからなくて当たり前。ましてや子育ては親だけではできません。必要なときは誰かの力を借りましょう。0～5歳の親が集まって、子育てのことや自分のことをおしゃべりして子育て仲間をつくるプログラムです。

■その他 コミュニケーションスキルトレーニング・アサーション研修など

■「まなべるカフェ」と「ことちゃんカフェ」 お困り感の強い子どもの親のおしゃべり会



これからの活動のご案内

シンポジウム 未来みやざき子育て応援フェスティバル 2011 参加事業

メディアの中で育つ子どもたち

現代の子育ては、生まれたときからメディアの中で育てているのが現状です。そしてそれは、子どもの心身の発達に大きな影響を与えていることも明確になってきています。基調講演のあと、様々な立場から思うメディアについての現状や理解をディスカッションします。



日 時／平成24年1月28日(土)

13:30～16:30

会 場／宮崎市民プラザ 4階 ギャラリー

参加費／テキスト代 500円



1) 基調講演

NPO法人子どもとメディア代表理事

NPO法人チャイルドライン

もしもしキモチ 代表理事

演題「子どもの発達の危機とメディア」

講師：山田真理子氏（九州大谷短期大学 幼児教育学科 教授）

著書：「機微を見つめる」「子ども・こころ・育ち」「抱っこしてもいいの？」ほか

2) パネルディスカッション…「メディアの中で育つ子どもたち」

- ・パネラー……………野田 隆氏（小児科医）・高本 恵子氏（小学校養護教諭）
二見 英二郎氏（子育て父親）・榎木田 朱美氏（ニュースキャスター）
- ・アドバイザー……………山田 真理子氏（問題提起者）
- ・コーディネーター…木佐貴 ひとみ氏（フリーランサー）



アフリカには「ひとりの子どもが育つには、村中の大人が必要」という古いことわざがあります。子育てはやりがいのある仕事です。しかしひとりで背負うにはあまりにも大変で荷が重いものです。

私たちは、孤軍奮闘している親に「がんばっていますね。何かあつたら声をかけてね」…といつも応援しています！

子どもを真ん中にした暖かいぬくもりのあるまちになりますように。

(お問合せ) TEL/FAX0985-58-2602 理事長 荒木
TEL/FAX0985-29-8116 事務局 原田
TEL/FAX0985-74-2956 メディア 後藤
メール : hkazusan@hotmail.com

企業と人権

平成23年度 企業人権セミナーを実施しました!

9月2日、16日、30日の3日間、宮崎市(ひまわり荘)において、「企業人権セミナー」を開催しました。県内の企業・団体等の人権啓発担当者など約30名の皆様が意欲的に受講されました。



ハラスメントの現状と職場の防止対策

参加者が自分の職場をイメージして理解しやすいように話されたアトリエエム(株)の三木啓子さん。「ハラスメントは人権侵害!」「ハラスメントは個人の問題ではなく組織の問題!」という言葉に力がありました。

職場のメンタルヘルスと人権

「精神疾患を取り巻く現状」「個別の精神疾患」「人権との関わり」を話された宮崎県精神保健福祉センターの渡路子さん。データや症例に基づく具体的で分かりやすい内容、テンポのいい話し方、充実した講演でした。



職場のコミュニケーションと人権

参加者の気持ちを大切に進められたワークショップ。講師はじんけん楽習塾の大谷眞砂子さん。人間と人間が心を通わせることの大切さや相手の気持ちに寄り添うことなど、気づくことができました。

企業における人権尊重

企業で行っている実際の研修を展開したJX日鉱日石エネルギー(株)の荻原剛さん。企業における人権研修の大切さがよく分かり、参加者のニーズに充分応えた内容でした。



(県民人権講座)わたしたちの人権講座

宮崎県人権啓発センターでは、研修視察に来られた方々を対象に「わたしたちの人権講座」を開いています。人権講座では、ビデオや資料を使いながら、「人権」について楽しく学ぶことができます。多くの皆様が当センターを訪れ、受講されています。

平成23年7月12日(火)

木城町「すずらん婦人学級」の皆さん



平成23年7月15日(金)

都農町「更生保護女性会」の皆さん



平成23年9月22日(木)
西都市「社会教育指導員」の皆さん



平成23年10月5日(水)
日南市立吾田中「家庭教育学級」の皆さん



平成23年10月7日(金)
高鍋町「上江地区婦人学級」の皆さん



平成23年10月12日(水)
串間市立大平小「家庭教育学級」の皆さん



平成23年10月17日(月)
高鍋町立高鍋西小「家庭教育学級」の皆さん



平成23年10月20日(木)
日南市「酒谷地区民生委員」の皆さん



※「わたしたちの人権講座(県民人権講座)」の申込は、随時受け付けています。場所は当センター内の研修室、定員は1回あたり20名位までです。時間は概ね60分程度ですが、内容により調整します。研修内容、その他の相談にも応じます。

詳しくは、宮崎県人権啓発センター TEL (0985) 32-4469まで、お尋ねください。

宮崎県人権啓発センターのご案内

① 研修会の実施

- ・人権啓発指導者研修
- ・地域人権セミナー
- ・企業人権セミナーなど

② 研修会への講師の紹介及び派遣

- ・企業や民間団体等の研修会への職員派遣、外部講師の紹介

③ 人権に関する作品募集

- ・小、中、高校生から人権に関する作文や図画・ポスターを募集

④ 人権啓発情報誌及び資料の作成

- ・「じんけんの風」やパンフレット、啓発資料等の作成

⑤ マスメディアによる啓発

- ・人権啓発映画のテレビ放送や人権啓発CMの放送、新聞などによる広報

⑥ 夏休みふれあい映画祭の開催

- ・夏休み期間中に、親子で楽しめる人権啓発映画の映写会を開催

⑦ ホームページでの情報提供

- ・研修やイベント、センターの事業内容などを紹介

⑧ 人権啓発ビデオ等の貸出

- ・ビデオテープや図書、機材等の無料貸出

⑨ 人権に関する相談

- ・人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます。人権相談専用電話 (0985)26-0238

⑩ 県民人権講座や子ども人権ビデオ上映会の開催

- ・研修視察等、随時、受付を行っています。

⑪ 団体情報登録制度

- ・県内のしんけんの風に関する活動や人権問題に取り組んでいる民間団体やグループを対象とした団体に関する情報の登録制度です。

团体情報登録のメリット

- ・研修室、メールボックスなどセンターの施設の利用

- ・ホームページなどで活動紹介

- ・各種啓発事業や研修会等の案内や情報誌「じんけんの風」や啓発資料の配付など、情報の随時提供

- ・交流会の開催など、団体相互の交流の支援

登録の方法

- ・所定の登録申込書に必要事項をご記入の上、活動内容のわかる資料を添付して、センターにご提出ください。

■図書・ビデオ等の貸出について

貸出の際には、あらかじめ貸出利用登録をお願いします。

登録の手続については、センターにお尋ねください。

◆貸出冊数及び貸出期間

① 図 書 貸出冊数: 3冊以内

貸出期間: 14日以内

② ビデオ 貸出本数: 3本以内

貸出期間: 14日以内

③ 機 材 貸出期間: 14日以内

(機材…16mmフィルム映写機、ビデオデッキ、プロジェクター、スクリーン)

◆ビデオについて

ライブラリー所蔵のビデオの種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参考ください。また、在庫確認のため、貸出申込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いします。



編 集 後 記

大学生の頃、「俳優になりたい」と上京する親友を福岡で見送りました。小、中、高校の同級生で、別々の大学に行つても、しょっちゅう行き来して遊んだ間柄。

それなのに、どのタイミングで連絡していくか分からなくなってしまった、ずっと気になる存在のまま、20年以上の年月が経ってしまいました。

別の同級生の情報では、シェフソムリエとしてテレビなどでも活躍している様子。

つい最近、その彼とメールで連絡がとれるようになったものの、どうも気恥ずかしくて電話できないのです。お互いの気持ちを察しつつ、来るべき再会の時を温存しています。

(外)



宮崎県人権啓発センター

宮崎市橋東2-10-1 県庁8号館6階(宮崎県人権啓発センター内)

TEL.(0985)32-4469 FAX.(0985)32-4454

◎情報・ご意見などをお待ちしています。 <http://www.m-jinken.jp/>